

中津川市地域生活支援事業者登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中津川市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成30年3月15日決裁）、中津川市移動支援事業実施要綱（平成18年9月29日決裁）及び中津川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年9月29日決裁）に規定する事業（以下「地域生活支援事業」という。）を行うための事業者の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業者の登録)

第2条 事業者の登録は、地域生活支援事業を行う者の申請により、地域生活支援事業を実施する事業所ごとに行う。

(事業者の要件)

第3条 事業者の要件は、別表のとおりとする。

(登録の申請等)

第4条 事業者の登録を受けようとする者は、中津川市地域生活支援事業者登録申請書（様式第1号）を中津川市社会福祉事務所長（以下「社会福祉事務所長」という。）に提出するものとする。

2 社会福祉事務所長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、中津川市地域生活支援事業者登録通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは中津川市地域生活支援事業者登録却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(届出)

第5条 前条第2項の通知を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、事業所の名称及び所在地のその他の事項に変更があったときは、速やかに中津川市地域生活支援事業者登録事項変更届出書（様式第4号）により社会福祉事務所長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、登録に係る事業を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、中津川市地域生活支援事業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第5号）により社会福祉事務所長に届け出なければならない。

(報告等)

第6条 社会福祉事務所長は、事業の実施に関して必要があると認めるときは、登録事業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

2 登録事業者は、社会福祉事務所長が定期若しくは随時に行う調査又は指導に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、これに従い、必要な改善を行わなければならない。

(登録の取消)

第7条 社会福祉事務所長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 適正な地域生活支援事業の運営をすることができなくなったとき。

(2) 地域生活支援事業に係る費用の請求に関し不正があったとき。

(3) 前条の規定による命令に応じず、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 不正の手段により登録事業者の登録を受けたとき。

(5) その他登録事業者の登録を取り消す必要があると社会福祉事務所長が認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社会福祉事務所長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類	登録基準
訪問入浴サービス事業	次のいずれかに該当すること。 1 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第3項に規定する訪問入浴介護に係る指定訪問入浴介護事業所であること。 2 介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防訪問入浴介護事業所であること。
日中一時支援事業	次のいずれかに該当すること。 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であること。 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者であること。
移動支援事業	次のいずれかに該当すること 1 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者による次のいずれかの障害福祉サービス事業を行うサービス事業所であること。 （1） 法第5条第2項の居宅介護 （2） 法第5条第3項の重度訪問介護 （3） 法第5条第4項の同行援護 （4） 法第5条第5項の行動援護 2 介護福祉士、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等適切に事業が提供できるよう人員を配置していると社会福祉事務所長が認める事業所。